

令和 3 年 6 月 18 日現在

機関番号：12606

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K17707

研究課題名(和文) 第三共和政期の音楽史記述におけるフランス人作曲家のカノン形成

研究課題名(英文) The Formation of the Canon of Modern French Composers in the Historiography of Music during the Third Republic

研究代表者

成田 麗奈 (NARUTA, Reina)

東京藝術大学・音楽学部・助手

研究者番号：30610282

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：第三共和政期刊行の音楽史書の調査から19名のカノン作曲家を抽出し、4つのグループに分類した(オペラ作曲家 交響曲作曲家 フォーレ・ドビュッシー・ラヴェル サティと六人組)。カノンの類型のうちイデオロギーとレパートリー、「成功のスクャンダル」の影響力が大きい事が分かった。1870-1900年頃までは を中心にカノン化が行われ、1900-1910年代には次第に の重要性が増した。1920年代-1930年代には「フランス音楽の覇権が取り戻された」という音楽史観のもと は凋落の象徴として軽視され、ドイツ音楽の影響が色濃い は「前時代の作曲家」と位置づけられ、 の重要性が強調される傾向が見られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究において19名のカノン作曲家を抽出したことで、カノン批判をする基礎が構築できたと考える。逆説的ではあるが、カノン批判を行うためには、何が・誰がカノンとみなされたのかを明らかにせねばならないからである。

カノン作曲家として抽出された19名の作曲家に関しては、それぞれに異なる要件によりカノンと目された。音楽史書においては、しばしば折衷的な基準によりカノン作曲家が列挙される傾向にある。本研究において、各作曲家のカノンの要件の傾向を明らかにしたことで、今後何らかの基準に基づいて音楽史書が編まれる際に、カノン作曲家として言及されることの妥当性を判断するための指標の一つができたことに意義がある。

研究成果の概要(英文)：A survey of Historiography of Music during the Third Republic has identified 19 Canon Composers of Modern French Music. These are categorized into four groups: Opera Composers, Symphonist, Trinite (Faure, Debussy and Ravel), Satie and Les Six. Among the types of the Musical Canon, ideology, repertoire and Succes de scandale would be more influential. From 1870 to 1900, canonization was mainly based on Opera Composers. In the 1900s and 1910s, the importance of Symphonist gradually increased. Moreover, in the 1920s and 1930s, under the view of Music History that the supremacy of French Music was regained, Opera Composers came to be disregarded as symbols of decline; Symphonist who were considered to be under the influence of German Music were regarded as 'Composers of a previous era'; the importance of the Trinite and of Satie and les Six tends to be emphasized as symbols of evolution of French Music.

研究分野：音楽学

キーワード：音楽史記述 カノン 近代フランス音楽 カノン作曲家 西洋音楽史

1. 研究開始当初の背景

【これまでの研究状況】

科研費研究(23820020)では、当時のフランスにおける「前衛音楽」の表象とその歴史的意義について、より包括的な研究を行った。その過程で、音楽史書の「現代音楽」の項目において前衛音楽の系譜を記述することが、フランス音楽の優位性を主張する上で重要な論点となることが明らかになった。科研費研究(25870215)においては、フランスにおいてこうした記述傾向が顕著となったのは第一次大戦後のことであり、「現代音楽」においてフランス音楽が全世界の頂点に位置することが誇示されていることが明らかになった。こうしたフランス優位の音楽史観を展開するうえで、カノン=音楽史上重要な作曲家・権威ある作曲家としてのフランス人作曲家の功績が強調されたが、具体的にどのような作曲家がどう評価された結果の音楽史観であったのかを十分に検証することができなかった。故に、本研究では第三共和政期のフランス人作曲家がカノンとしてどのように評価され、フランス音楽優位の音楽史観につながっていったのかを明らかにする。

【着想に至った経緯】

従来フランスにおいては音楽理論書が歴史記述としての役割を果たしており、音楽史書はアマチュア向けの書物として扱われることが多かった。だが普仏戦争の敗戦後、ドイツに拮抗する形で学術的な書物としての音楽史書刊行の機運が高まり、学術的な音楽史書が編まれるようになった。ナショナリズムの観点からも、戦争の前後に音楽史書刊行の要求が高まる傾向がみられる。特に「現代音楽」の項目は、フランス音楽を歴史的に正当化するうえで非常に重要な位置を占めていた。本研究では科研費研究(23820020)の研究成果から、「近代フランス音楽」時代区分の区分を整理し、そのうち第三共和政期をフランス音楽における「近代」と位置付ける妥当性を明らかにしたが、一般的に共通認識となるには至っていないため、本研究の調査対象期間を第三共和政期とした。第三共和政期にはフランス音楽学・音楽史学が発展し、フランス音楽優位の音楽史観が積極的に展開されたことから、妥当な範囲設定である。これまでの研究から、第三共和政期に活躍した作曲家が、フランス音楽優位の音楽史観およびフランス人作曲家のカノン形成に重要な役割を果たしているという仮説が成り立つため、どのような作曲家がカノンと目され、どのような観点からカノンが形成されたのかを検証することで、なぜフランス優位の音楽史観を展開し得たのかを明らかにする。

【先行研究】

音楽史におけるカノン形成については、ドイツ人作曲家に関しては多数の研究があるものの、フランスにおける音楽史のカノン形成に関する総合的な研究は殆ど存在しない。フランス人作曲家のカノン形成については、政治的な対立構造から研究した Fulcher(2005)が挙げられるが、共和派對保守派という対立構造に単純化される傾向にある。個別の作曲家研究におけるカノン研究としては、ドビュッシーに関する研究が多く、代表的なものとして Kelly(2013a, 2013b)が挙げられる。また、占領下におけるカノンとイデオロギーの研究としては Iglesias(2012)が挙げられ、音楽史書を著した音楽学者として Dufourcq および Landormy に関して言及されているものの、詳しく論じられてはいない。個別の作曲家のカノン化に関しては、ロラン=マニユエルのラヴェルの評価の功績を論じた Kelly(2011)の研究が挙げられるが、主に音楽批評が考察対象とされており、音楽書における位置づけに関しては考察の余地がある。ドビュッシー、ラヴェルと並んで知名度の高いフォーレですら、音楽史における評価に関する研究は確認できない。一部の音楽史書では「三大作曲家」とされるこの三者ですら、なぜ大作曲家とみなされるようになったのかを検証されることなく、無批判にカノンとして自明視されていると考えられる。本研究では、現在の視点からフランス人作曲家のカノンとは誰かを問うのではなく、フランスの音楽史書において、どのような作曲家が・なぜカノンとみなされるようになったのか、その過程を検証する。

2. 研究の目的

本研究は、第三共和政期の音楽史記述におけるフランス人作曲家のカノン形成について、音楽史書・音楽家列伝・伝記に焦点を当て、音楽史という文脈におけるカノン形成のメカニズムの一端を明らかにし、第三共和政期のフランス音楽およびフランス人作曲家の音楽史における位置づけを再検討することを目的とする。研究プロセスとして、A) 資料調査に基づき、どのような作曲家がカノンとして重要視されているのかを調査する。B) どのような歴史的・美的価値観に基づいてカノンとして評価されているのかを検証する。C) 前後の時代・他国との比較から、第三共和政期のフランス人作曲家が音楽史においてどう位置づけられているのかを分析する。これらをふまえて、第三共和政期のフランス人作曲家を音楽史上どう再評価すべきかを提示する。

3. 研究の方法

【本研究の調査対象】

音楽史のカノン形成においては(1)演奏会レパートリー、(2)試験課題曲・コンクール課題曲、(3)楽譜出版、(4)レコード・CD等、(5)ラジオ放送・インターネット配信、(6)言説空間にお

る評価等、さまざまな要因が複雑に絡み合っており、これら全てを検証することは不可能である。(1)～(5)については今後共同研究を行う事とし、本研究では、19世紀以降カノン形成において最も重要な要素になった(6)に焦点を絞り、言説空間においていかにカノン形成が行われたか、または他の要因から形成されたカノンが言説空間においてどのように表象されているのかを解明する。当初の研究計画では①音楽史書(通史・フランス音楽史・現代音楽史)、②音楽家列伝、③伝記・評伝を調査対象とする予定であったが、①の内容を精査することに焦点を絞った。②、③および音楽批評については時間的な制約があるため今後の研究課題とする。調査期間は第三共和政に限定するが、比較のために前後の時代についても可能な範囲で調査した。

【考察対象の絞り込みと考察方法】

成田(2015)に基づき、調査対象とすべき音楽史書217件に関して、通史・フランス音楽史・現代音楽史に該当するものを抽出した。このうち、通史として書かれた40件に絞り込んで予備的な調査を行い、第三共和政期のカノンとして表1の19名の作曲家が取り上げられる頻度が高いことを導き出した。故に本研究ではこの19名を中心に音楽史書の資料調査を行い、ア)いつから・どの程度の頻度で言及されているか、イ)どのような著者によって、どのような読者層に向けて書かれているかを調査し、研究目的Aに関して分析・考察を行った。研究目的B、Cに関しては、カノン研究の主要先行研究の中からWeber(1999)におけるカノンの4つの類型および成田(2017)の4つの仮説に基づき考察を行なった。

表1：フランスの音楽史書におけるフランス人作曲家のカノン(生年順)

Charles-François Gounod(1818-1893), César Franck(1822-1890), Camille Saint-Saëns(1835-1921), Georges Bizet(1838-1875), Emmanuel Chabrier(1841-1894), Jules Massenet(1842-1912), Gabriel Fauré(1845-1924), Henri Duparc(1848-1933), Vincent d'Indy(1851-1931), Ernest Chausson(1855-1899), Claude Debussy(1862-1918), Paul Dukas(1865-1935), Erik Satie(1866-1925), Albert Roussel(1869-1937), Florent Schmitt(1870-1958), Maurice Ravel(1875-1937), Arthur Honegger(1892-1955), Darius Milhaud(1892-1974)

4. 研究成果

【研究成果】

A) どのような作曲家がカノンとして重要視されているのか

3の研究方法で述べた通り、音楽史(通史)40件に関して調査を行い、表1の通りカノン作曲家を抽出した。さらに、重点的に記述内容を精査すべき文献として、調査期間対象外のものも含め、これまでの研究過程から分量的・質的に重要であると判断された以下の文献を選抜し、これらの記述内容の読解を主軸としながら、その他の音楽史書の記述傾向と比較することとした。

Lavoix(1891), Woollett(1909-1925), Landormy(1910), Combarieu(1913), Combarieu, Dumesnil(1955-1960), Roland-Manuel(1960-1963), Chailley(1967-1990), Massin(1983)

調査の結果、カノン作曲家19名について、以下の4グループに分け、音楽史記述の傾向に関して、研究成果報告書(近刊)にまとめた。

①オペラ作曲家(グノー、マスネ、ビゼー他)、②交響曲作曲家(サン＝サーンス、フランク、ダンディおよびフランク楽派他)、③三大作曲家(フォーレ、ドビュッシー、ラヴェル)、④サティと六人組

B) どのような歴史的・美的価値観に基づいてカノンとして評価されているのか

上記のグループについて、カノンの要件としてWeber(1999)および成田の仮説(2017)と照らし合わせ、「作曲家のカノン(規範)」として位置付けられる要件について考察した。さらに、平成30年度の研究において重要な音楽史書と判断した8点に関して、「作曲家のカノン」の選択基準の特徴とその背景について考察した。

音楽史記述の傾向としては、1870-1900年頃までの音楽史書においては①②の作曲家を中心にカノン化が行われていたが、1900-1910年代においては、次第に②の重要性が増した。さらに、1920年代-1930年代には、第一次世界大戦の勝利を機に、「フランス音楽の覇権が再び取り戻された」という音楽史観のもと、①は凋落の象徴として軽視されるようになり、ドイツ音楽の影響が色濃いと見做しうる②については、「前時代の作曲家」と位置づけたうえで、フランス音楽の覇権の象徴として③④の作曲家の重要性が強調される傾向が見られた。ただし、個々の作曲家の評価に関しては、フランクやドビュッシーを除いて評価は一樣ではなく、異なる指標から評価されたり、異なるグループに分けられたり、序列が異なったりする傾向も認められる(たとえばデュカやラヴェルなど)。

本研究を通じて、カノンの類型のうち、イデオロギーとレパートリー、「成功のスクャンダル」の影響力が大きいことが分かった。とりわけイデオロギーに関しては、Franckのようにd'Indyおよびフランク楽派によるカノン化が音楽史記述に定着している例もあるが、Vuillermozによる

Fauré-Debussy-Ravel の三大作曲家 (Trinité) や Landormy による六人組評価、Dufourcq による七
大作曲家 (Pléiade) など、音楽批評や他の著作物を通じてカノン化が行われている点は注目値
する。

音楽史書におけるカノン作曲家の位置づけの背景として、ドイツ音楽(および音楽学・音楽史)
に対抗するためにフランス音楽優位の音楽史記述をするという暗黙の至上命題があったことは
明らかである。その際、カノン作曲家の系譜の継続性を主張する上で 19 名の作曲家は一貫して
カノンと目されてはいたが、その分類や位置付けの軽重には差異が目立った。さらには、19 名
にとどまらず、数多くの作曲家に言及することで、他国と比べて優れた作曲家が多いことを強調
するなど、数的優位性が重視されていたことも明らかになった(成田 2018)。

C) 前後の時代・他国との比較から、第三共和政期のフランス人作曲家が音楽史においてどう位 置づけられているのか

研究計画のうち、調査対象を音楽史(通史)40 件に絞り込み、これらに関連するフランス音
楽史(通史)・「現代」音楽史(「現代」は刊行時期における現代を意味する)・音楽家列伝および
1940 年以降に刊行された主要な音楽史(通史)を扱うこととしたため、研究目的のうち C に関
してはごく一部しか扱うことができなかった。これに関しては、今後の課題としたい。研究期間
中には、1870 年以前の音楽史書におけるオペラ中心の音楽史記述、1940 年以降の平準化された
(ドイツの音楽史書や英米圏の音楽史書との記述と類似)音楽史記述の傾向との比較が必要で
あることを確認するのみにとどまった。また、他国の音楽史書に関しては、主要文献に限定して
比較しても、本研究で研究対象とした音楽史書との記述とは差異が見られると考えられ、ドイツ
の音楽史記述を無批判に受け入れてはならず、独自の音楽史観があることは確かであるが、その
論証に足るだけの比較を行うまでには至らなかった。

【本研究の意義】

従来の研究においては、ドビュッシーを除いては、カノン作曲家として認められる作曲家の範
囲が不明確であったが、本研究において 19 名のカノン作曲家を抽出したことで、カノン批判を
する基礎が構築できたと考える。逆説的ではあるが、カノン批判を行うためには、何が・誰がカ
ノンとみなされたのかを明らかにせねばならないからである。

カノン化におけるイデオロギーの影響力に関しては、先行研究において論じられてきた音楽
批評におけるカノン化と結びつけ、音楽批評におけるカノン化がいかに音楽史書において固定
化され正統化されたのか、誰がその中心たる役割を果たしたのか、その一端を明らかにするこ
うできた。

カノン作曲家として抽出された 19 名の作曲家に関しては、それぞれに異なる要件によりカノ
ンたり得た。本研究で調査対象とした第三共和政期フランスの音楽史書に限ったことではない
が、音楽史書においては、しばしば折衷的な基準によりカノン作曲家が列挙される傾向にある。
たとえば、音楽語法の確信という観点からは、サン=サーンスやフランク、ルーセル、シュミッ
トらは音楽史記述からは周縁化されようし、レパートリーという観点からは、ダンディやデュパ
ルクは音楽史書から抹消され得る。しかしながら、本研究において、各作曲家のカノンの要件の
傾向を明らかにしたことで、今後何らかの基準に基づいて音楽史書が編まれる際に、カノン作
曲家として言及されることの妥当性を判断するための指標の一つができたことには意義があると
考える。

< 主要参考文献 >

Fulcher, Jane. 2005. *The composer as intellectual: music and ideology in France 1914-1940*. New York: Oxford University Press.

Iglesias, Sara. 2014. *La musicologie française sous l'Occupation*. Paris: Ed. de la maison des sciences de l'homme.

Kelly, Barbara Lucy. 2013a. *Music and ultra-modernism in France: a fragile consensus, 1913-1939*. Woodbridge: Boydell Press.

———. 2013b. "Enjeux de mémoire après la mort de Debussy: Débats entre Prunières, Vallas et Vuillermoz" *Regards sur Debussy*. Paris: Fayard. pp.401-420.

Kelly B. 2011. "Re-presenting Ravel: Artificiality and the aesthetic of imposture." in *Unmasking Ravel: New perspectives on the music*. NY: University of Rochester, pp.41-62.

Weber, William. 1999. The history of musical canon. in *Rethinking music*, ed. N. Cook and M. Everist, 336-355. Oxford: Oxford University Press.

成田麗奈 2015 「1870-1939 年に刊行されたフランスの音楽史書に関する基礎研究『フェリス女学院大学音楽学部紀要』 第 15 号(2015 年) 9-32 頁。

——— 2017 「フランスの音楽史書における『近代フランス音楽のカノン』試論」『パラゴネ』 第 4 号(2017 年) 31-49 頁。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 成田麗奈
2. 発表標題 普仏戦争以降フランスで刊行された音楽史書におけるフランス音楽優位の記述 1910-1940年代における「現代」の記述に焦点を当てて
3. 学会等名 日本音楽学会第68回全国大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 成田麗奈
2. 発表標題 ノルベール・デュフルク『フランス音楽』（1949/1970）における第四黄金時代 - - フランス音楽優位の音楽史記述との関連から
3. 学会等名 19世紀音楽研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 成田麗奈	4. 発行年 2021年
2. 出版社 創英社	5. 総ページ数 -
3. 書名 第三共和政期の音楽史記述におけるフランス人作曲家のカノン形成	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------